附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年十二月十五日から施行する。ただし、第一条中食品衛生法施行規則第七十三条第二項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

2　食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄及び改正後欄の食品衛生法施行規則第六十七条中「しなければならない。」の下に「ただし、営業者が当該営業を譲渡したとき、当該営業を譲り受けた者は、図面及び第五号に掲げる事項に変更がない場合において、図面の添付及び同号に掲げる事項の記載を省略することができる。」を加える。

第一条の表改正前欄の食品衛生法施行規則第六十七条中「六　法第五十二条第二項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容」を「六　法第五十二条第二項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨」に改め、同表改正後欄の同条中「七　法第五十五条第二項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容」を「七八　法第五十五条第二項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨」に改める。

第一条の表改正前欄の食品衛生法施行規則第七十三条第二項中「一～五　（略）」を「一・二　（略）　三　当該　四・五　（略）」に改め、同表改正後欄の同条中「一～五　（略）」を「一・二　（略）　三　当該中毒が別表第二十二に掲げる病因物質に起因し、又は起因すると疑われるとき　四・五　（略）」に改める。

○国土交通省令第六十四号

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、並びに重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十条第三項、第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項及び第二項並びに同条第六項の規定に基づき、国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則及び国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十四日　国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則及び国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその表記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	
第一章　総則（第一条）	
第二章　通報	
第一節　管区海上保安本部長への通報（第二条―第四条）	
第二節　対象空港管理者への通報（第五条―第八条）	
第三章　対象空港の安全の確保のための措置（第九条―第十五条）	
附則	
第一章　総則	（新設）
（定義）	（定義）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
第二章　通報	（新設）
第一節　管区海上保安本部長への通報	（新設）
（操縦者の通報の方法）	（操縦者の通報の方法）
第二条　法第十条第二項第一号又は第二号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者（以下「操縦者」という。）のうち対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者（以下「施設管理者等」という。）が行う同条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、当該小型無	**第二条**　法第九条第二項第一号又は第二号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者（以下「操縦者」という。）のうち対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者（以下「施設管理者等」という。）が行う同条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、当該小型無